

令和3年度 新型コロナウイルス感染拡大に伴う諸塚村教育委員会の対応

【期間】 2022年1月18日 ～ 当分の間

【サークル等に関すること】

○3密を避け、感染拡大防止に努め（マスク着用、手指消毒）、体温が37.5度以上、体調の悪い人の活動は自粛してください。

※村文化協会に属する団体も同様とします。

【社会体育施設、社会教育施設に関すること】

○当分の間、施設等は休館といたします。

No	施設名	対応
1	村民体育館	村民のみ可 → 休館
2	六峰館（簡易宿泊所）	休館 → 休館
3	屋内プール棟（風呂・トレーニングルーム含む）	村民のみ可 → 休館
4	村グラウンド	村民のみ可 → 休館
5	人工芝野球場	村民のみ可 → 休館
6	人工芝テニスコート	村民のみ可 → 休館
7	宮の元体育館	村民のみ可 → 休館
8	立岩社会教育施設	村民のみ可 → 休館
9	七ツ山社会教育施設	村民のみ可 → 休館
10	中央公民館（図書室）	村民のみ可 → 村民のみ可 貸出・返却のみ
11	中央公民館（1階会議室・調理室・和室）	村民のみ可 → 休館
12	中央公民館（2階ホール）	村民のみ可 → 休館
13	民俗資料館	村民のみ可 → 休館
14	木工工作棟	村民のみ可 → 休館

※新型コロナウイルスの感染状況によっては期間や内容が変更となる場合があります。

※ただし、学校行事等教育委員会が認めるものについては利用可とします。